

# 一橋日本史予想論述チェック表【近代 政治法制史】

【問題】	【POINT】
戊辰戦争の経過を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公議政体派を退け、慶喜の内大臣辞任と領地の一部返上(辞官納地)を決定した小御所会議に挑発されて行動を起こした旧幕府軍と会津・桑名両藩軍が鳥羽・伏見の戦いで敗走●倒幕派は朝廷の徳川慶喜追討令を受けて東征軍を江戸に送る●慶喜は恭順の態度をとり、それゆえの英国公使パークスによる総攻撃への拒否や旧幕府側の山岡鉄舟らの西郷との交渉、および西郷と勝海舟による会談もあって江戸総攻撃は中止●江戸開城後多くの旧幕臣が脱走し、彰義隊をはじめ関東各地で激しく抗戦●会津を中核とする東北諸藩は奥羽列藩同盟さらに奥羽越列藩同盟を結成して倒幕派に対抗したが、長岡落城で北越戦争に破れ、会津落城に及んで降伏したことで会津戦争も幕を閉じ、諸外国も中立を解除して、五稜郭の戦で榎本武揚軍が降伏して内戦は終結</li> </ul>
戊辰戦争の際の京都や大阪の豪商らの行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●豪商らは自ら義勇軍を組織して新政府の側につく</li> </ul>
相楽総三の戊辰戦争への関わりについて説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●赤報隊を組織して東征軍の先鋒として進撃したが、年貢半減令を掲げたため偽官軍とされ処刑された</li> </ul>
相楽総三らが弔われている墓の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>●魁塚</li> </ul>
薩長討幕側と旧幕府側が目指した統一国家の相違	<ul style="list-style-type: none"> <li>●薩長討幕側は王政復古の大本営により徳川將軍家や摂関制を排除した、天皇の下の雄藩連合政権樹立を、旧幕府軍は大政奉還後に徳川主導の連合政権樹立を目指した</li> </ul>
首都が東京になった理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すでに発展を遂げ、安定した地位を築いていた大阪ではなく、発達途上であった江戸に首都をおき、政治の中心地として確立させることを最優先すべきという前島密の建白を端緒として、列強の脅威が存在する中で東北地方の警備が手薄だったことに加え、首都は日本の中心であるべきだということ、従来の藩邸などの施設が再利用できること、また江戸市民たちの不満を解消しようとしたことも要因</li> </ul>
王政復古の大本営の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●摂政・関白の廃止、幕府の廃絶、三職の設置、諸事神武創業の昔への復帰などを宣言</li> </ul>
明治初年の天皇巡幸の狙い	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民情視察・民心慰撫とともに天皇の存在と権威を民衆に示そうとした</li> </ul>
五カ条の御誓文の起草者・修正および訂正者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●由利公正が起草、福岡孝悌が修正、木戸孝允が「列侯会議」を「広く会議」に訂正</li> </ul>
五箇条の御誓文の性格と社会的影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>●天皇が天地の神々に誓うという形式で示された明治新政府の基本方針●「会議」とは列侯会議のことであり、また「庶民」とは豪農や豪商であって、全体としては国民の政治参加をきわめて限定的に認めたもの●公議世論の尊重を掲げた五箇条の御誓文は、立憲政治の実現を公約したものと解釈され、国会開設要求の根拠として、士族・豪農など多くの階層に運動を拡大させる役割</li> </ul>
五榜の掲示の内容を具体的に説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●明治政府が民衆に対して出した高札●旧幕府による政策と変わらない、五倫道德遵守、徒党・強訴・逃散禁止、キリスト教禁止、外国人への暴行禁止、郷村脱走禁止などを定めた</li> </ul>
一世一元の制の内容と変遷について説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●天皇一代に一つだけ年号を定めること●一世一元の制をとることは皇室典範や登極令においても法的に確認されたが、日本国憲法制定に伴う皇室典範などの改廃により、民主主義の理念にふさわしくないとして明文法上の根拠を喪失●1979年に元号法が成立し、明文法上も一世一元の制は復活</li> </ul>

<p>政体書の内容およびその実態と変遷</p>	<p>●明治新政府が五箇条の御誓文に基づいて発布した政体組織法●起草には、参与福岡孝弟と同副島種臣があたる●政権を太政官に集中し、その太政官のもとに議政、行政、神祇、会計、軍務、外国、刑法の七官をおき、三権分立主義の立場から、議政官に立法を、刑法官に司法を、そして他の五官に行政を担当●議政官は、議定・参与で構成された上局、各府県・各藩選出の貢士による下局に分けられ、議事をたて世論公議をとることを明らかにした●この制度は当時としては急進的で国情に合わず、議政官は廃止、上局議院は行政府となり、下局は公議所から集議院へと変って1年あまりで三権分立は崩壊</p>
<p>版籍奉還および廃藩置県の内容およびその背景</p>	<p>●欧米列強の圧力に対抗し、近代国家として藩による封建的割拠体制を打破して中央集権国家を樹立するため●版籍奉還により諸藩の主の領地と領民を天皇へ返上させ、旧大名を知藩事に任じ、従来の石高の代わりにその一部を家禄を与えたことで形式的には藩主は明治政府の行政官吏となった。しかし、旧来の統治権が実質的に温存され、租税と軍事の両権は各藩に属してただけでなく藩同士の間に対立や明治政府への農民一揆など反抗的風潮も現出●薩摩・長州・土佐の兵力から政府直属の御親兵を結集し、廃藩置県により藩を廃止し、知藩事を罷免して東京への移住を命じ、代わりに府と県を設置して中央から府知事・県令を派遣し、租税・軍事の両権も中央政府に集中させたことで従来の幕藩体制は崩壊</p>
<p>岩倉使節団について簡潔に説明</p>	<p>●欧米に派遣された条約改正準備のための使節団●岩倉具視を特命全權大使、大久保利通・木戸孝允・伊藤博文・山口尚芳を副使とし、多数の随員・留学生が参加。随員・留学生には中江兆民や、開拓使が募集した津田梅子ら女子留学生(他には山川捨松・永井繁子など)も含まれていた●米国での条約改正交渉には失敗したが、ヨーロッパの先進文明を摂取して帰国。</p>
<p>征韓論を簡潔に説明</p>	<p>●武力を背景として朝鮮の鎖国排外政策を打破し国交を開くべきだという論で、政府への不満をもつ士族の矛先を海外に向けさせるための案でもあった</p>
<p>内務省が管轄する2つの主要な業務</p>	<p>●知事など地方官吏の人事権を握る一方で特別高等警察も直轄し、治安維持法の下で社会運動弾圧を担った。</p>
<p>内務省の成立から廃止までを説明</p>	<p>●明治六年の政変で征韓派が下野した後、地方行政や治安維持など内政の一元化を図り、大久保利通を初代内務卿として設立●敗戦後の占領政策により特高は廃止され、警察法の制定により人口5000人以上の全国の市町村に自治体警察を設置すると共に、他地域に国家地方警察を設置、地方自治法で知事など首長は公選となり、リコール制も定められ、地方自治体の民主的な行政が確保され、GHQの指令で内務省は解体</p>
<p>明治政府による神道国教化策の内容</p>	<p>●明治政府は、王政復古による祭政一致の立場から五榜の掲示でキリスト教を禁じ、神仏分離令により神仏習合を否定し、神道布教のために神祇官を置いた。さらに、大教宣布の詔を発し、天皇崇拜・国家の思想統一に利用するため、伊勢神宮を頂点とする、官幣社や国幣社、別格官幣社などの神社制度や皇室行事を中心とする紀元節や天長節などの祝祭日を定めた、キリスト教は五榜の掲示によって禁止され、浦上教徒弾圧事件も起きた</p>
<p>神道国教化策が社会に与えた影響</p>	<p>●神道国教化政策を背景に各地で廃仏毀釈運動が起こり、仏教は打撃を受けたが、一方で仏教界の覚醒を促した。また、強引な宗教政策は民衆の反発を招いて十分に受け入れられず、結局、神道の国教化は実現しなかった●浦上教徒弾圧事件などへの列国の抗議から政</p>

	府はキリスト教禁止が条約改正交渉に悪影響を与えていることを知って禁教を説いた
神道国教化政策に対峙した人物3人と主張	<ul style="list-style-type: none"> <li>●清沢満之…精神主義を主張して近代仏教への脱皮を説いた</li> <li>●井上円了…国粋主義の立場から仏教の覚醒を促した</li> <li>●島地黙雷…真の神仏分離・信仰の自由を主張し、浄土真宗を国の大教院から離脱する運動を進め、仏教の復興を達成</li> </ul>
新律綱領および改定律例について説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新律綱領は明治政府のもとでの最初の刑法典で、江戸幕府の公事方御定書や中国の刑法典をもとにして作成され、華族・士族に閏刑を認めるなど、刑に身分的差別を設けていた</li> <li>●改定律例はその後の社会変化に応ずるために新律綱領の補充として施行されたもので、西欧刑法典の影響も受け、新律綱領より処罰を軽減したが、身分による刑罰の差は残存</li> </ul>
<p>1873年 明治六年の政変</p> <p>1874年 愛国公党設立 / 民権議院設立建白書を左院へ / 立志社設立(板垣・片岡)</p> <p>1875年 愛国社の結成(大阪) / 大阪会議 / 護謄律・新聞紙条例</p> <p>1877年 立志社建白</p> <p>1878年 愛国社の再興 / 地方三新法</p> <p>1880年 国会期成同盟 一集会条例</p> <p>1881年 明治十四年の政変 / 自由党結成 / 国会開設の勅諭</p> <p>1882年 立憲改進黨結成 / 伊藤博文ヨーロッパへ</p> <p>1886年 大同団結運動</p> <p>1887年 三大事件建白運動 一保安条例</p>	
明治六年の政変を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●征韓論を主張する西郷隆盛らと、内治優先を主張する大久保利通らが激しく対立し、征韓派が敗れて政府を去ることになった</li> </ul>
大阪会議の内容と意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伊藤博文と井上馨の周旋により、大久保利通と木戸孝允、板垣退助らが大阪において行なった一連の秘密政治会談</li> <li>●将来国会を開く準備として元老院を設けること、裁判の基礎を強固にするため大審院を設けること、民意を疎通するため地方官会議を興すこと、および内閣と各省すなわち参議と卿を分離することで合意をし、木戸と板垣は再び参議として政府に復帰</li> <li>●征韓論以後次第に弱体化しつつあった政府は一応その補強に成功</li> <li>●後に会議の成果をふまえた詔が発布され、元老院、大審院の創設、地方官会議の召集、立憲政体の漸次採用が宣言</li> </ul>
立志社建白の意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すぐに却下されたが、以後の民権運動を国民的な国会開設請願運動の方向へと導いた</li> </ul>
日本最初の政党の名称と消滅までの活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●征韓論に敗れて下野した副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平の前参議がヨーロッパより帰国した由利公正らとともに東京で結成した愛国公党</li> <li>●自由民権運動の口火となった民権議院設立建白書を左院に提出し、この建白書に対して加えられた加藤弘之らの批判に駁論するなど活発な行動を展開</li> <li>●旧土佐藩士族による右大臣岩倉具視要撃事件、佐賀の乱、板垣らの帰郷などによって自然消滅</li> </ul>
愛国社の変遷について説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土佐の立志社を中心に全国の有志が大阪で結社</li> <li>●最初は士族中心で、板垣が大阪会議後に政府に復帰したため事実上解散</li> <li>●1878年に再興し、次第に豪農層が参加し、やがて国会期成同盟と改称</li> </ul>

<p>四民平等及び文明開化を説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大名・公家を華族、一般武士を士族、農工商ら庶民を平民に改め、解放令を布告して、えた・非人の呼称を廃止し、平民に苗字をつけることを公認し、平民と華士族との結婚や、職業の選択、移転・居住の自由も認める</li> <li>●洋装が民間にも広がり、ざんぎり頭や肉食の習慣も普及し、ガス灯やランプがとまり、人力車や馬車が見られるようになる一方、武士身分は帯刀を禁止されるなど解体が進行し、さらに日本の伝統的文化を軽視する風潮も</li> </ul>
<p>壬申戸籍の画期性および問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の戸籍の代りであった宗門人別改帳が身分別記載であるのに対し、壬申戸籍は身分によらず、居住地による登録で作られ、形式的ではあるが身分制を克服</li> <li>●廃止したばかりのえた・非人は平民に編入されたものの、「新平民」と記されたので社会的差別は継続</li> </ul>
<p>女性民権運動家 3 人を記し、そのうち 2 名の著作</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●岸田俊子の「函入娘」、景山英子の「妾の半生涯」、楠瀬喜多</li> </ul>
<p>明治以降の言論・出版統制について略述</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●明治政府は最初に<b>太政官布告</b>を發し、後に<b>出版条例</b>を公布した。この出版条例により出版の許可制がとられ、勝手な議論や機密の漏洩などを導くような出版は処罰</li> <li>●自由民権運動が活発化する中で、出版条例は全面改正され、<b>讒謗律</b>や<b>新聞紙条例</b>とともに、行政処分としての発行停止を明文化し、違反者には厳罰を科すなど、言論弾圧の大きな武器</li> <li>●出版条例は、1893 年に<b>出版法</b>となり、1909 年の<b>新聞紙法</b>とともに、明治憲法下の二大メディア法を形成</li> <li>●出版法は書籍のほか、学術、技芸、統計、広告の類を記載する雑誌も規制の対象とし、天皇機関説に関する美濃部達吉博士の憲法書や津田左右吉博士の神代史に関する著書などはこれにより規制を受けた</li> <li>●新聞紙法は太平洋戦争時に強化されたが、戦後になって両者とも廃止</li> </ul>
<p>自由党および立憲改進黨の主張</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自由党は「主権在民・一院制・フランス流の急進論」を唱えた</li> <li>●立憲改進黨は「君民同治(君主と議会在共同する)・二院制・イギリス流の立憲君主制」を唱えた</li> </ul>
<p>国民協会の結成者と主張</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●西郷従道、品川弥二郎</li> <li>●政府の条約改正交渉に反対して國權擴張を主張し、強硬外交を行えという対外硬を唱えた</li> </ul>
<p>立憲帝政黨の結成者と主張と支持層</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福地源一郎(演劇界の改良にも尽力した)、丸山作樂</li> <li>●自由・改進黨に対抗してつくった政府系政黨で、「國憲意見」などにより主権在君説を掲げ、神官・官吏などの保守層が支持</li> <li>※福地源一郎は演劇界の改良にも尽力した</li> </ul>
<p>「私擬憲法案」を作成した民間団体と、その案の特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交詢社</li> <li>●立憲改進黨の主張に近く、イギリス流の二院制議會、財産による制限選挙などを提唱し、議院内閣制も規定され、自由民権派の私擬憲法起草に多大の影響を与える</li> </ul>
<p>「東洋大日本國憲按」の作者を記し、その特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●植木枝盛</li> <li>●一院制の議會に強い権限を与え、広範な人権を保証したうえ、抵抗権や革命権を認めた</li> </ul>
<p>「日本憲法見込案」の作成団体を記し、その特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●立志社</li> <li>●「東洋大日本國憲按」と同系統であり、主権在民・一院制を規定した急進的なもの</li> </ul>
<p>「五日市憲法草案」(「日本帝國憲法」)の作成者と所属団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●千葉卓三郎</li> <li>●五日市学芸講談会</li> </ul>
<p>上記の案の特質的な内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他の草案にはみられない、幾重にも基本的人権を保障しようとする周到さという点で現</li> </ul>

	日本国憲法に近似
「私擬憲法意見」の作成団体と内容	● 共存同衆 ● イギリス的君主制議会主義を主張
嚶鳴社を結成した人物 2 人と「嚶鳴社憲法草案」の内容	● 沼間守一、田口卯吉 ● 共存同衆案に似ており、イギリス型議会主義の影響を受けている
板垣退助外遊問題の目的とその影響	● 政府首脳は自由党の最高指導者を外遊させることによって、党の弱体化をねらい、彼らにヨーロッパ諸国の社会や政治のあり方を実地に見学させて、自由党の政策が現実的になることを期待 ● 外遊資金は、政府の井上馨らの斡旋により三井が提供 ● 資金の出所に疑念を抱いた自由党員の一部が反対して脱党、立憲改進黨は自由党が政府に買収されたとして非難し、一方、自由党は大隈重信と三菱の関係を激しく攻撃 ● 自由民権運動の分裂を助長
激化事件の背景	● 自由民権運動の展開に対して、政府は新聞紙条例・集会条例を改正するなどして厳しく取り締まり、民権派の中から官吏に登用するなどの懐柔をはかったため、民権運動は分裂傾向 ● 松方デフレによって農村に深刻な不況が訪れ、運動資金源が枯渇したり農民層の分解が進んで民権運動の支持階層の分裂 ● 板垣退助と後藤藤二がヨーロッパへ外遊の途に着くと、自由党は内紛を生じ、また自由党と立憲改進黨との対立も激しくなり、また指導者も失った
自由民権運動の衰退の背景	● 長期にわたる民権運動で経済的困窮に陥った民権家の多くが仕官して運動から離脱 ● 松方財政で農村が疲弊し、没落農民と自由党急進派が結びついた激化事件が各地で続発
主な騒擾事件とその歴史的意義	● 県令三島通庸の労役による会津三方道路などの道路開発や一方的な路線決定に反対する農民が抵抗し、県会議長河野広中ら自由党員もこれを支援して検挙された福島事件をはじめ、高田事件・群馬事件・加波山事件など東日本各地で騒擾事件 ● 自由党急進派の影響のもとに、生活に困窮した農民たち(困民党 借金党)がいつせいに蜂起するという大規模な暴動事件がおこり、政府は軍隊を出動させて鎮圧にあたった秩父事件 ● 混乱のなかで自由党は統制力を失い、正常な政党活動が困難になったため自由党は解党し、立憲改進黨も大隈重信・河野敏謙ら幹部が脱党して活動を停止し、自由民権運動はいったん衰退
士族反乱を説明	● 初期には維新政府の洋化・権力集中政策に反対し、1869 年大規模な長州藩脱隊騒動(長州藩が奇兵隊以下の諸隊に対し、兵士を精選して常備軍とする方針を出したところ、不満をもった諸隊が農民一揆を結んで、挙兵した)が起きた ● 征韓論分裂後には佐賀の乱。士族への廃刀令・秩禄処分発令後は政府打倒・転覆を目的とし、秋月の乱、萩の乱、西南戦争が起きた ● 反乱鎮圧後、政府は積極的に士族授産を実施し、士族掌握に努める ● 紀尾井坂の変(大久保利通暗殺事件)を最後に終焉、自由民権運動のイデオロギーに影響を与えた

<p>自由民権運動の盛衰(1875～1890)</p>	<p>●立志社建白や国会期成同盟の結成などの自由民権運動の展開に対して、政府は新聞紙条例・集会条例の改正などで取り締まると共に民権派の官吏登用などの懐柔を図り、松方デフレにより農民層の分解が進んだことも相まって運動退潮が如実となった。そして党の最高指導者である板垣退助らの外遊で自由党は内紛を生じ、また自由党と立憲改進黨との対立も激化し、激化事件も頻発して自由民権運動はいったん衰退。●その後、旧民権派の再結集をめざす大同団結運動や三大事件建白運動が起こったが、政府は保安条例で弾圧した。</p>
<p>軍人勅諭の起草者と内容と背景</p>	<p>●西周●西南戦争後の待遇に対する不満から近衛砲兵隊の兵士が起こした竹橋事件後に山県有朋によって「軍人訓誡」が出されたが、その後も軍隊への自由民権思想の浸透に危機感を持ち、山県が西周に勅諭起草を命じた●天皇の統帥権、忠節、礼儀、武勇、信義、質素の徳目を明示し、軍人の政治不関与を説いた●勅諭は軍隊内で神聖視され、太平洋戦争中は中等学校でも暗誦を強要され、天皇制思想形成に大きな影響</p>
<p>参謀本部の歴史を略述</p>	<p>●1878年に陸軍省から独立し、内閣の外にあって天皇に直属する軍令統轄機関として設置●1886年には海軍をも管轄する統一的軍令機関となったが、89年に海軍参謀部を分離して陸軍の軍令機関に戻る●1893年の戦時大本営条例では参謀総長が陸海軍の作戦計画を立てるとされていたが、1903年に改正され、参謀総長と軍令部長とは大本営において全く同格に</p> <p>※甲申事変後には鎮台が師団に改編</p> <p>※1893年、日清戦争に備えて海軍参謀部は海軍軍令部に、1933年からは長官が以前の軍令部長から、陸軍に対抗して軍令部総長となった</p>
<p>戦前日本の兵役制度を説明</p>	<p>●明治初期、大村益次郎および山県有朋を中心に近代的軍隊の方針が具体化され、全国の兵権を兵部省に集め、御親兵を近衛兵と改めた●国民皆兵を原則とする徴兵令により、満20歳以上の男子に兵役を義務づける近代的な兵役制度が導入されたものの、武士の特権を奪われた士族および負担の増加した平民らの反対が増加し、血税一揆も起きる中、当初は戸主や代人料270円納入者などの兵役免除が規定されていたために国民皆兵には遠かった。後の改正によって免役規定が削除されて国民皆兵が実現し(この際も、国外長期移住や徴兵令が未施工であった北海道や沖縄への移籍、自傷・偽病などが用いられた。徴兵逃れの神仏信仰も流行した)、徴兵令は1927年に兵役法へと改称。しかし大学生については兵役が猶予され、植民地である朝鮮や台湾では徴兵制度が適用されず●アジア太平洋戦争の戦局悪化にともない、学徒勤労令や女子挺身勤労令による若年者の動員が行われ、朝鮮や台湾でも徴兵制が実施●本土決戦に備えるため、国民総武装・一億玉砕のスローガンの下、防空、警防などの準軍事的活動を目的として国民義勇隊が編成され、後に大政翼賛会、大日本婦人会などを解散のうえ統合し、さらにその組織的強化のため義勇兵役法により国民義勇戦闘隊も編成されたが終戦で解散</p>
<p>民権派最後の運動を説明</p>	<p>●大同団結運動や三大事件建白運動(①言論の自由②外交失策の挽回③地租軽減)</p>

	<p>が起こったが、政府は保安条例で弾圧し、星亨ら民権派570名を皇居外3里の地へ追放</p>
井上馨の条約改正交渉について説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●江戸幕府が欧米諸国と結んだ安政の五カ国条約は、欧米諸国に領事裁判権を認めるなど不平等</li> <li>●改正の重点を領事裁判権の撤廃におき、欧米同様の法典を編纂すること、外国人を被告とする裁判では外国人判事を採用すること、日本国内を外国人に開放する内地雑居を条件とし、列国の代表を東京にあつめて予備会議を開き、一括交渉</li> <li>●交渉を有利に進めるため、欧米の外交官を接待するための社交場として鹿鳴館を建設し、舞踏会や夜会を頻繁に開く欧化政策</li> <li>●三大事件建白運動が高揚するなど政府内外から国家主権を侵すとの批判が起こり、交渉は失敗</li> </ul>
主な欧化政策とそれへの反発を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鹿鳴館の建設、羅馬字会・演劇改良会・風俗改良会・男女交際法改良会・衣服改良会の設立など文物・制度・風俗の欧化など</li> <li>●貴族的な姿勢は国粋主義や平民的欧化の立場からの反発を招いた</li> </ul>
対外硬派グループの主張とそれが生まれた背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政府の欧化政策とそれに反発する国粋主義の高揚が背景</li> <li>●立憲改進党などの残存民権党は陸奥の進める外交方針と自由民権運動の民力休養路線の双方に反対し、内地雑居を進めるのではなく、軍事力を拡張したうえで、現条約を履行して欧米諸国に不便さを痛感させることで欧米諸国の方から改正を求めさせるという強硬な態度で交渉を行うべきだと主張</li> </ul>
大隈重信の条約改正交渉について説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●列国間の対立を利用して、各国と個別に交渉する方式に転換し、井上時代の改正案を基調としながら、一方では現行条約を遵守することによって現行条約の不便さを外国人に痛感させ、より有利な条件をかちとろうと試みた</li> <li>●西洋人関係の裁判に西洋人法官が多数を占める混成裁判所を大審院のみに限り、西洋法原理にはとられないとの条件で日本の法権回復を認め、引き換えに日本内地を開放する単独条約がまず、メキシコとの間に相互平等条約、ついでアメリカとの間に締結</li> <li>●その内容がタイムズ紙上を通じて日本国内に伝わるに及んで、自由民権派自由党系や国家主義者らは、憲法違反、内地雑居の危険を叫んで政府攻撃を展開</li> <li>●大隈は玄洋社の来島恒喜の爆弾によって負傷し、改正交渉はまたも挫折し、単独条約も取消し</li> </ul>
熱海会議(1881年)を簡潔に説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伊藤・大隈・井上の3参議により国会の開設が合意された会議</li> </ul>
三田演説館を簡潔に説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福沢諭吉が日本に演説を普及させるため、常設会場として設立</li> </ul>
明治十四年の政変を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●憲法制定に関し、大隈の建議書(実質は福沢諭吉門下生が作成)ではイギリス型の議院内閣制を採り、しかも1年以内の国会開設を主張、一方、岩倉や伊藤は、ロシア型の君主権限の強い憲法にならない、国会開設も時間をかけるべきという漸進策を主張</li> <li>●急進的に議会主導で政治体制を充実させようとする大隈と、まだ官僚が主導すべきだとする岩倉・伊藤の考え方が対立</li> <li>●憲法制定に関する建議書のとりまとめ役であった右大臣の岩倉を過ぎ、直接、左大臣有栖川宮熾仁親王に建議したことで政府内部で大隈批判が高まる</li> <li>●北海道開拓使官物払下げ事件で政府批判が相次ぎ、政府は払下げ中止、払い下げ問題に関与ありとされた大隈らを罷免するとともに、勅諭により1890年の国会開設を約束し、この危機を乗り切り、政府の基本的方向を明確にしたうえで薩長藩閥による権力体制</li> </ul>

	を固めた
1870年代末～80年代初期、国会開設運動が激化した背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北海道開拓使官有物私下げ事件●地方三新法の府県会規則により全国で府県会が開催され、地方では地方民の政治的関心が増し、それまでの士族中心の運動である士族民権は農民の地租軽減要求なども結びついて豪農・地主や商工業者らの参加する広範な運動である豪農民権に発展●インフレの傾向が進み、米をはじめ農産物価格が上昇したため、農家の家計にも余裕が生じて活動資金の調達が可能</li> </ul>
大津事件の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●来日中のロシア皇太子のニコライが、津田三蔵巡査に傷つけられた事件●対露関係の悪化を恐れた政府は不敬罪を適用して死刑を処するよう企図したが、大審院長児島惟謙らは刑法の規定通り、無期徒刑を主張し、司法権の独立を守った</li> <li>※大津事件で辞任した青木の後任、榎本武揚も青木の路線を受けて列国と交渉、まずポルトガルとの間で領事裁判権撤廃に成功</li> </ul>
学制の内容とその成り行き	<ul style="list-style-type: none"> <li>●フランスに倣い、全国を学区で区分し、それぞれの学区に決まった数の中学校・小学校を置いて小学校から大学に至る画一的な学校制度の整備を図った●実学を強調する個人主義・功利主義的な理念を掲げつつ、国民皆学の精神●学校設立の経費が地域住民の負担であり、就学が有償であったことや、画一的過ぎて地方の教育の実態に即さない面が多く、問題が続出し、民衆の反発にあい、この政策は失敗</li> <li>※画一的でも功利主義的であることに注意</li> </ul>
被仰出書とは何か説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学制の序文であり、「学事奨励に関する被仰出書」のこと●国民皆学、教育の機会均等などをうたった</li> </ul>
教育令の変遷	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第一次教育令…画一的な学制に対する反対運動を考慮し、学生の中央集権的な政策を改めて、アメリカに倣って地方分権的な教育政策へ転換した●第二次教育令…緩和策があたとなり、地方によっては学校を廃止するなど初等教育に対する混乱を引き起こし、一挙に衰退するという事態に陥ったため、再び国家による統制が強化され、小学校の設置や就学の義務に対する規定が強化●第三次教育令…松方デフレに応じて教育費の節減が図られた●第二次・三次教育令により、国家が地方の教育に干渉する方針へと転換</li> </ul>
学校令による教育理念の大幅な転換と、学校令の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自由主義的・功利主義的な教育政策から、次第に国家統制を強化して国民としての自覚と国家への忠誠心を民衆の間に広めることを目的とするドイツ式の国家主義的な方向に向かった●小学校・中学校・師範学校がそれぞれ「尋常」「高等」の二段階に分けられ、当時唯一の大学校だった東京大学が名称を変え「東京帝国大学」となり、各教育機関の細かな編成が定められ、さらに小学校への3～4年間の就学が「義務教育」となる</li> <li>※学校令は、帝国大学令・小学校令・中学校令・師範学校令の総称</li> </ul>
教学大旨とは何か説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学制における実学主義から皇国主義への転換を示したもので、改正教育令での修身科重視の政策に反映●教育勅語の原型</li> </ul>

小学校令の変遷と就学率の変遷について説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●明治中期に学校令の中の小学校令で尋常小学校の3～4年を義務教育と定め、後の改正で義務教育が無償化されると女子の就学率も上昇</li> <li>●日露戦争後にはさらに改正され、義務教育が6年に延長され、明治末年には男女の就学率がほぼ100%に</li> </ul>
教育勅語の起草者2名を挙げ、その内容と普及のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●井上毅、元田永孚</li> <li>●勅語の形式で発布された近代日本の教学の最高規範書で、家族国家観に基づく忠君愛国主義と儒教的道徳が内容</li> <li>●御真影と共に謄本が各学校に交付され、奉安殿に安置し、学校で奉読式を行うなどして修身教育等を通じてその精神が注入され、天皇制の支柱</li> </ul>
国定教科書制度について説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教科書会社と教科書採用担当者との間の贈収賄事件である疑獄事件を契機に、小学校では文部省著作の国定教科書に統一され、修身・国語・国史などを科目の中心として国民思想統制を図った</li> </ul>
沖縄県設置時の県政を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●旧来の人頭税を残す旧慣温存策を採ったため、人頭税廃止運動が起こった。また地租改正などの諸制度の整備も遅れた</li> </ul>
太陽暦への移行に時間を要した理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農山漁村では旧正月など、旧暦の生活行事とのかかわりが強かった</li> </ul>
民法典論争について説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ポアソナードを中心に完成し1890年に公布された民法に関して、施行断行を主張する梅謙次郎と、その民法は家族道徳を破壊するものだとして施行延期を主張する穂積八束らの間で生じた論争</li> <li>●修正を前提として施行延期となり、天皇制国家支配の一手段となった家父長制的な家の制度は存続</li> </ul>
皇位継承者に関する皇室典範の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男性皇族のみに皇位継承を認めている</li> <li>※※その他…皇族、皇室経費、摂政の制なども</li> </ul>
旧皇室典範と現行の皇室典範の性格上の違い	<ul style="list-style-type: none"> <li>●帝国議会の旧皇室典範への不干渉と、旧皇室典範の帝国憲法への不干渉が定められていたことに基づき、旧皇室典範は、帝国憲法と対等な法という扱いであり、両者を合わせて「典憲」</li> <li>●現行の皇室典範の位置づけは日本国憲法に基づく法律という形式である。したがって一般の法律と同じく国会の議決によって改正することが可能</li> </ul>
華族令の内容とそれを制定した目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●華族は公・侯・伯・子・男の5爵に分けられ、これまでの旧大名・公家らに加えて、明治維新以後、国家に功労のあった人々を新しく華族に列した</li> <li>●国会が開かれた場合の貴族院の選出母体とするためのものであり、そこには立憲政治の実現に向けての国内の対立を和らげる目的</li> <li>●華族令によって、政府の首脳はほとんどが、民権派の指導者や旧幕臣の有力者にも爵位が授与</li> </ul>
近代刑法の根本原則を説明せよ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いかなる行為が罰せられ、その処罰はいかなる程度・種類のものかを規定する罪刑法定主義</li> </ul>
日本の近代刑法(現行刑法)が制定されるまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本では明治初年に律令の系譜をひく新律綱領、改定律例があったが、やがてフランス刑法に基づきポアソナードの起草した旧刑法が定められ、同時に治罪法も定められた</li> <li>●罪刑法定主義が初めて認められ、内乱罪の嚴罰、家制度を守るための妻の姦通罪や墮胎罪、大逆罪や不敬罪も設けられた</li> <li>●後に新たな刑事訴訟法の施行とともに治罪法は廃止</li> <li>●その後、当時のヨーロッパにおける最新の刑法や刑法草案を広く参照し、リストをはじめとする近代学派の刑法理論を摂取したドイツ法系の現行刑法が制定</li> </ul>

<p>商法が必要だった理由となる、近世から近代初期の商業の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●江戸時代には幕府が儒教的な重農抑商政策を進めたこと、諸藩が自藩の産業保護を優先した事によって、商業の全国的レベルでの発展は抑制。現代的な会社形態の組織が生まれる事はなく、商業のほとんどは個人又は同族経営による商店のみが存在し、商取引は商慣習に従って行われた</li> <li>●明治に入ると、近代的な会社・企業組織などの考えが流入し、政府も欧米の巨大な資本に対抗するには日本でも企業を起こしていく必要性があると考えたが、組織形態もバラバラでありすぐに倒産する会社も少なくなかった。また為替などに対する統一した基準と法的根拠を求める声も高まっていた</li> </ul>
<p>商法典論争の背景と商法の制定までの経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民法と商法の双方の間に重複や矛盾、ロエスレルが日本の商慣習を慣習法としての価値を全く認めようとしなかったことがあり、穂積陳重らが商法は現地の商慣習を無視した商法はありえないと主張</li> <li>●商法の施行は2年延期となったが、具体的な規定が無かった会社法や破産法は先行して施行され、後に旧商法も全面施行、そして、その後新しい商法が公布され、会社設立を許可制から準則主義にし事実上の自由化を行いさらに、商慣習の地位を引き上げて商法にない規定は商慣習法を援用するようにした</li> </ul>
<p>衆議院議員の選挙権および被選挙権を説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●衆議院議員の選挙権は直接国税 15 円以上の納入者で満 25 歳以上の男性で、被選挙権は 30 歳以上の男子で直接国税 15 円以上を納めた者</li> </ul>
<p>貴族院の構成を説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●皇族議員・華族議員らの世襲議員、勅選議員、多額納税者議員(各府県で互選 1 人)</li> </ul>
<p>勅選議員と勅任議員の違いを説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●勅選議員とは、勲功があり学識のある人物で、内閣に推薦された貴族院議員</li> <li>●勅任議員とは、多額納税議員と勅選議員を合わせた総称</li> </ul>
<p>府県知事の選出方法を説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●天皇によって任命され、内務大臣の指揮監督を受けた</li> </ul>
<p>市町村長の選出方法を説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市長は市会の推薦で内務大臣が選任し、町村長は町村会が選挙し府県知事が認可</li> </ul>
<p>府県会議員の選挙権の変遷を説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●①府県会規則(1878年)によって、地租5円以上納付の満20歳以上の男性となり、</li> <li>②府県制・郡制(1890年)によって、当初は市会議員などによる投票で間接選挙により選出され、その後住民の直接選挙で選出されるようになった。(当初は制限選挙で、1926年以降は25歳以上の男子の普通選挙)</li> </ul>
<p>市会・町村会議員の選挙権について説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市制・町村制(1888年)により、直接国税2円以上を納める満25歳以上の男性の直接選挙であり、地主ら地方名望家が市町村会の実権を握った。(1926年以降は25歳以上の男子の普通選挙)</li> </ul>

明治憲法が外見的立憲主義と呼ばれる理由を日本国憲法と比較して

●新旧憲法ともに三権分立・司法権独立の精神を持った点で共通するが、旧憲法下では統治権を総攬する天皇のもとに諸国家機関が併置されたのに対し、新憲法下では、「抑制と均衡」を相互に機能させる三権分立制が保障

●議会…はいずれも二院制が採用されたが、旧憲法の貴族院は非公選であり、帝国議会は天皇の協賛機関として法律・予算の審議を担当し、憲法改正の発議権も天皇が有していたのに対し、新憲法下において両院ともに選挙された議員で組織される国会は、「国権の最高機関」・「国の唯一の立法機関」とされ、憲法改正は国会の発議で行われるようになった。また解散があるためにより民意を反映していた衆議院の優越も

●内閣…旧憲法には明文規定が無く、元老(憲法規定外の存在で、政務の決定や後継首相の決定などにあずかって力のあった老臣)などにより選定された首相も国務大臣の天皇への単独輔弼の制度の下では各国務大臣の一人(同輩中の首席)に過ぎなかったが、行政権を内閣に帰属させた新憲法では、議会の信任が内閣存続の要件となる**議院内閣制**が採用され、国会で選出された首相は国務大臣に対する任免権を保持

●裁判所…旧憲法では、天皇の名において司法権を行使したが、司法権を裁判所に帰属させた新憲法では、司法権独立・裁判官の独立が明文化され、さらにすべての裁判所に**違憲立法審査権**も付与

●国民の権利保障…日本国憲法においては国民の基本的な人権は「侵すことのできない永久の権利」とされていたのに対し、旧憲法では臣民の権利は永久不可侵の権利である自然権とは考えられておらず、天皇が恩恵的に与えたものとされ、かつ表現の自由・信教の自由などは法律の留保が適用され、法律によって制限可能なものであり、また思想・良心の自由、学問の自由、社会権は規定されていなかった。法律の留保を適用していた旧憲法は「法治主義」、基本的人権を永久不可侵とした日本国憲法は「法の支配」の性格を有していた。

●議会・内閣・裁判所が天皇を補完する役割を与えられ、臣民の権利の保障に対して重大な制約が課され、さらに「法治主義」的性格を有していたことから、大日本帝国憲法は外見的立憲主義と呼ばれる。

「法の支配」…為政者を法によって拘束し、国民の権利・自由を確保しようという考えで、国民の権利・自由を侵害するような法は根本的に法とはみなさない概念であり、法の内容を重視

「法治主義」…人の支配を否定するという点では「法の支配」と同じであるが、適正な手続きに従って制定された法律に基づいて行政を行わなければならないという考えから法の内容よりも法律制定に際しての形式的な根拠を重視し、法律の根拠さえあれば国民の権利や自由を侵害することが可能

<p>天皇大権について3つ説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●帝国議会閉会の場合、緊急の必要によって、枢密院の諮詢の下で、各閣僚の輔弼により法律と同じ効力をもつ勅令を発することができる権限(次の議会の承認は必要)である<b>緊急勅令の発布権</b></li> <li>●陸海軍の指揮・統率権であり、天皇大権の1つでありながら内閣も関与できない慣例で、参謀総長・軍令部長(後に軍令部総長)の輔弼で内閣を経ずに帷幄上奏し、天皇の裁可を経た後それを奉勅命令として執行した<b>統帥権</b></li> <li>●非常事態に軍に治安権限を与えた<b>戒厳令</b></li> </ul> <p>※その他・・・官制の制定・文武官の任免権・宣戦、講和及び条約締結権・衆議院解散権・帝国議会の召集権・独立命令・法律の裁可(法律案が最終的に確定・成立するためには天皇による裁可＝承認が必要であった。)</p> <p>※緊急勅令は、大津事件の際に、新聞・雑誌等取締りのために発せられたのが最初</p> <p>※戒厳令は日比谷焼き討ち事件、関東大震災、二・二六事件などで出された</p> <p>※兵力量の決定は内閣の輔弼事項である天皇大権であり、統帥権とは別であると規定。</p>
<p>独立命令について説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法律の規定を実施するためでもなく、法律の委任に基づくものでもなく、法律から独立に発せられる命令</li> <li>●天皇主権をとる明治憲法の下では「公共の安寧秩序を保持し臣民の幸福を増進する」という抽象的な目的で発せられた</li> </ul>
<p>軍政と軍令の相違を説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●軍政機関である陸軍省は、軍の編成・維持・管理を担当し、陸軍大臣は内閣を構成する閣僚</li> <li>●軍令機関である陸軍参謀本部は軍の指揮・命令を担当し、参謀総長は内閣から独立し、天皇に直属</li> </ul>
<p>明治憲法における民主主義的要素を説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法律案・予算案は公選の議員による衆議院の同意が必要とされたため、その成立には民意が反映</li> <li>●所有権の不可侵、言論・出版・集会・結社の自由が法律の範囲内、信教の自由が安寧秩序を妨げず、天皇中心の国体観念の枠内において臣民の義務に背かないという条件の下で認められた</li> </ul>
<p>大日本帝国憲法は欽定憲法であったが、民権派が発布を祝った理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●明治憲法は権力分立を定め、制限付きであれ人民の自由と権利を保障し、帝国議会の一部として公選制の衆議院が設けられ、政府官僚の専断を抑制し、公議に基づく政治を実現させる機会があったから</li> </ul>
<p>政党内閣とは何か。簡潔に説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●衆議院に基盤を置く政党の党首を首相とし、閣僚の過半が政党员によって組織された内閣</li> </ul>
<p>帝国憲法下の内閣総理大臣で、国政選挙で議員になったものが少ない理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●天皇を統治権の総覧者とした帝国憲法下において、内閣総理大臣はあくまでも天皇を輔弼する国务大臣の一員で、国政選挙で選出する必要はない</li> <li>●帝国憲法には内閣総理大臣の選出に関する規定事項はなく、元老や重臣の推挙を受けた人物が、天皇の組閣大命を受けて内閣総理大臣となることが慣例</li> </ul>
<p>明治憲法での臣民の三大義務と日本国憲法の国民の三大義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●明治憲法では、兵役の義務・納税の義務・教育の義務(教育勅語により)</li> <li>●日本国憲法では、教育の義務・勤労の義務・納税の義務</li> </ul>
<p>超然主義の内容とそれが理論上可能であった理由およびその挫折</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●明治憲法は、議会に干渉されない天皇大権など、天皇と政府に強い権限が</li> </ul>

	<p>与えられる規定を含む●予算先議権以外は衆議院と対等であった非公選の貴族院が存在していたことを背景として政府は政党の意向に左右されないとする超然主義を掲げた●憲法上、予算・法律の成立には議会の協賛が必要のため、軍拡が進んで前年度予算執行権が使い物にならなくなると予算案を通すために政府は衆議院を基盤とする政党との妥協を余儀なくされた</p>
<p>第一議会～第四議会までの政府と民主党との間の対立</p>	<p>●議会の同意がなければ予算や法律は成立しなかったため、第一議会以降、衆議院の多数を占めた民主党は「民力休養・経費節減」を唱え、藩閥政府の目指す軍拡を妨害●政府は山県内閣による自由党の一部の切り崩し(海外への体面を考慮して、東洋で事実上最初の議会を無事終わらせようとした)や、松方内閣による選挙干渉などで対抗したが、民主党の優位を覆せなかった●藩閥政治家を擁する元勲内閣であった第二次伊藤内閣は、第四議会で建艦詔勅を利用して自由党の協力を取り付け、軍拡に成功</p>
<p>蛮勇演説を説明</p>	<p>●第2回帝国議会で行われた樺山資紀海軍大臣の演説●薩長藩閥政府の正当性と民主党批判を力説し、民主党側の強い反発を引き起こして衆議院を解散させる一因</p>
<p>和衷共同の詔書について説明</p>	<p>●文武官の俸給の減額と宮廷費からの供養により、宮中・政府・政党の三者がいわゆる三方一両損的譲歩により軍拡を成功させ、第二次伊藤内閣は第四議会を乗り切った</p>
<p>なぜ日清戦争後に政府と政党は提携できたのか</p>	<p>●政府は明治憲法によって前年度予算執行権が保証されていたが、日清戦後経営のための急激な予算規模の膨張によって前年度予算執行権は使い物にならなかった。そのため予算案などを通すために政党と協力したいと考えていた●政党の支持基盤であった地主たちは産業革命の展開により資本家としての性格を強めており、政府と結びついたほうが公共事業など自分たちに有利な政策を遂行できると考えた</p>
<p>日清戦争後の政府と政党との提携について、憲政党の成立まで説明</p>	<p>●戦争中、政府と政党は政争を一時中断して「挙国一致」で戦争遂行にあたった●戦後になると、政府である第二次伊藤内閣と自由党は戦後経営をめぐる共同歩調をとり、両者は公然と提携を宣言し、軍備拡張などを盛り込んだ予算案を認めた●第二次伊藤内閣に板垣が入閣して自由党との連立内閣となり、第二次松方内閣でも、かつての対外硬派を中心とした進歩党と提携して松隈内閣となった●藩閥と政党との連立内閣の出現を通じて、政党は次第に勢力を伸長していった●地租増徴を図った第三次伊藤内閣が倒れ、憲政党が組閣</p>
<p>日清戦争後における天皇の存在の臣民への浸透</p>	<p>●勝利による国家意識高揚で天皇は尊崇を集め、天皇制と結びついた国家主義思想が浸透</p>

日清戦争時の広島市の機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大本営は日清戦争の際に東京に初めて設置されたが、その後戦時の利便性を考慮して広島市に移動することになり、日清戦争中に明治天皇が戦争指揮をしたその都市は一時的に立法・行政・軍事の最高機関が集積して臨時の首都の機能を担った</li> </ul>
第一次大隈内閣が瓦解する経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●憲政党を基盤とする初の政党内閣であったが、政党としての基礎不確立のまま組閣したので、当初より大臣の椅子をめぐる旧自由、進歩両派が争い、また獵官運動も盛んであった●尾崎行雄文相が共和演説事件辞任すると、後任をめぐる内部対立が激化し、旧自由党系の憲政党と旧進歩党系の憲政本党に分裂して内閣は瓦解</li> </ul>
日清戦後の政府と政党の協調関係が破綻した理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>●戦後経営のために地租増徴が欠かせなくなった●政党の政府進出を危惧した官僚が山県有朋のもとに集い始め、発言権を強めていたために、政党への譲歩が困難となった</li> </ul>
第2次山県内閣の政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●最大の課題は日清戦後の大軍備拡張を柱とする戦後経営の財源確保のため地租増徴であり、星亨を通じて憲政党(旧自由党系)と提携して実現●文官任用令を改正して政党勢力の官僚機構への浸透を防止●枢密院諮詢事項の拡大、軍部大臣現役武官制の確立など総じて官僚機構の強化●衆議院議員選挙の納税資格を直接国税 15 円から 10 円に引き下げ、都市を独立選挙区として地主中心の議事を都市商工業者や自作農にも広げ、被選挙権の納税要件を無くすなど国民の参政権を拡大●労働者、農民の運動を抑えるため治安警察法を制定し、対外的には、1900 年の義和団事件(北清事変)に大軍を派遣</li> </ul>
治安警察法の目的と内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●治安立法を集大成し、あわせて日清戦争後、産業経済の急激な発展に伴って台頭してきた労働運動に対処するため●政治に関する結社および政治集会の届け出義務、軍人、警官、女子、教員、生徒、未成年者などの政治結社への加入禁止など多くの規制●労働争議の抑圧を目的とした 17 条の新設(ストライキ権や団体交渉権を制限していたため内外の批判が多く、1926 年の第 51 議会で削除され、「争議の自由」が確立)</li> </ul>
文官任用令の改正について具体的に説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1893年に制定された文官任用令では奏任官(同法令により帝国大学卒業者への試験免除の特権が廃止され、高等文官試験の合格者から任用するようになった)ではない勅任官を自由任用としたため、日清戦争後、藩閥政府と政党の提携が進むと、政党員が勅任官の多くを占めた●山県内閣は、1899年に文官任用令を改正し、勅任官の任用を原則として奏任官と同じく高等文官試験合格者に制限し、政党員の獵官を困難にした</li> </ul>
文官分限令について説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般官吏の身分保障について定めた法令●第二次山県内閣が、政党の官僚進出を抑えるために制定し、政党内閣が自由に官吏の任免を行うことを防ぐ効果</li> </ul>
文官懲戒令について説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●官吏の身分保障と秩序維持のために制定</li> </ul>
軍部大臣現役武官制の制定の背景および内容とその変遷を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●藩閥政府が日清戦後経営のため政党との提携を強化すると、政党員の官界進出が進んだ。これを背景として、軍部大臣の任用資格を現役の陸海軍大将あるいは中将に限定した制度である軍部大臣現役武官制が第 2 次山県有朋内閣のときに定めら</li> </ul>

	<p>れ、軍部の政治的発言力の強化に利用された●第1次護憲運動の高まりとともに第一次山本権兵衛内閣によって「現役」の規定は取りはずされた。しかし二・二六事件後、広田弘毅内閣によってこの制度は復活し、軍部の政治支配の有力な武器となった</p>
上記が内閣の急所をつけた理由	<p>●現役武官の行動・人事は統帥権に関わり内閣も関与できないため、軍部大臣現役武官制によって組閣に軍の合意を要し、軍部大臣辞職により倒閣も可能となった</p>
軍部大臣現役武官制により倒閣された例を3つ説明	<p>●第二次西園寺公望内閣が二個師団増設を拒否した際、陸相上原勇作が辞職して倒閣した。●広田内閣総辞職後、軍部ファシズムに批判的であったために軍事統制を期待された陸軍穏健派の宇垣一成内閣が、反対する陸軍の陸相推挙拒否によって不成立に終わった●陸相畑俊六辞職によって、日独伊三国同盟、新体制運動に消極的な米内光政内閣が倒閣された。</p>
上記の上原勇作の行動と帷幄上奏権の本来の意味との相違点	<p>●帷幄上奏権とは、軍令事項について内閣を通さずに天皇に直接進言できる権限●明治憲法に規定された天皇の統帥権を輔弼する軍令機関の長の権限とされたが、軍機・軍令の範囲が明確でなかったことを背景として特に陸軍は軍政事項まで帷幄上奏によって決定する傾向を強め、しばしば政府との対立原因となった。●この典型例として、上原勇作の行動は軍政機関の長による上奏であり、その内容も軍令事項に含まれないものであった</p>
「自由党を祭る文」の発表者と内容	<p>●幸徳秋水●自由党の後身憲政党が藩閥と妥協して立憲政友会を結党したことに対して。</p>
公式令(1907年)の内容と意義	<p>●全ての勅令に必ず首相が副署することを定めたもので、首相の権限が強化され、閣内(そして天皇)に対する統制力が強化●内閣が天皇の統治権を一元的に輔弼して国務を担う体制が整備</p>
軍令の内容と意義	<p>●陸海軍の統帥に関する天皇の命令であり、公式令の制定に対して統帥事項に関する軍部大臣の帷幄上奏権に抵触するとして山県有朋らが強く反発して制定●軍令は勅令と切り離され、帷幄上奏により、陸軍大臣・海軍大臣の副署だけで公布されるとされ、軍の既得権益は守られた</p>
「軍隊内務書」の内容及び全面改定後のその性格および変遷	<p>●陸軍の兵営内部での日常生活の規則書●日露戦後に全面改訂されたものは精神主義教育や家族主義の色彩が濃厚●太平洋戦争期には戦争の長期化に伴う軍紀の弛緩に対処するため新たに「軍隊内務令」が制定</p>
軍機保護法(1899年に公布)を簡潔に説明	<p>●軍事上の秘密を保護することを目的としてされた法律●1937年には、〈広義国防〉の観点からの大改正が行われ、内容が整備され取締りが強化されるとともに、軍事上の秘密の範囲、種類についても陸海軍大臣が命令によってこれを定めることとされた</p>
輔弼とは何か。またそれに関して明治憲法と昭和憲法を比較	<p>●大日本帝国憲法下において、天皇の権能の行使につき國務大臣、宮内大臣および内大臣が助言し、その全責任を負うこと●明治憲法によれば國務大臣は各個独立して天皇に対する輔弼責任に任じていた●日本国憲法は、天皇の国事行為につき、内</p>

	<p>閣の「助言と承認」を要求し（「助言と承認」は天皇に対して法的拘束力をもつ）、天皇の国事行為に関し内閣の国民に対する責任を明確にしている</p>
副署について、明治憲法と昭和憲法を比較	<p>●天皇の署名に添えて輔弼する者が署名すること●大日本帝国憲法は法律、勅令その他国務に関する詔勅について国務大臣の副署を要求●日本国憲法には副署についての定めはないが、慣例上、天皇が文書の形式による国事行為を行う場合には、「助言と承認」に対する内閣の責任を明らかにする趣旨から、内閣総理大臣が副署</p>
天皇機関説の内容とその政治史的意義	<p>●美濃部達吉の憲法学説●国家法人説に基づいて国家が統治権の主体であり、天皇は憲法の規定および制限下で統治権を行使する国家の最高機関●君主権の制限が合理化され政党政治の形成促進の理論的根拠</p>
帝国国防方針内での仮想敵国と内容を説明	<p>●陸軍はロシア・フランスを仮想敵国として17個師団を25個師団に増強し、海軍はアメリカに対抗して戦艦・巡洋艦各8隻を中心とする八八艦隊を建設するというもの</p>
鉄道国有法の目的を説明	<p>●軍事面・産業面から輸送の効率化と画一化を意図したと同時に、利益誘導により政友会の基盤を拡大するため</p>
在郷軍人会を説明	<p>●兵役を終えた予備・後備役、退役軍人の団体●戦時動員に即応できる予備軍人の教育を目的とし、会員の鍛錬、軍国主義の普及活動に努めた</p>
戊申詔書の内容を説明	<p>●日露戦争後、国民の間に芽生えた個人主義・享乐的傾向を是正させ、家族主義を強調し節約と勤勉による国力の増強を説いた</p>
地方改良運動を説明	<p>●日露戦後の経済不況下で、疲弊した地方自治体の財政再建と農業振興、民心向上が目的●町村の税負担の能力を高め、神社祭祀政策などを通じて江戸時代以来の村落共同体である旧町村が、市制・町村制による行政単位としての町村に再編成して、国家の基礎を固めることに注力●講習会などが開催され、全国に模範村も設定</p>
日本社会党とは。また党内での対立とその終焉	<p>●片山潜、堺利彦らによって結成された最初の合法的無産政党●『平民新聞』を発行し、東京市電争議や足尾銅山争議などに積極的な役割を果たしたが、議会中心に全国的組織の運動を主張する穏健派である議会政策派(田添鉄二や片山潜ら)と、労働者の団結と直接行動を主張した過激派である直接行動派(幸徳秋水)が対立して分裂し、治安警察法で政府に結社を禁止されて解散</p> <p>※社会主義研究会(1898)⇒社会主義協会(1900)⇒社会民主党(1901)</p> <p>⇒日本社会党(1906)⇒冬の時代</p> <p>⇒日本社会主義同盟(ロシア革命や米騒動後の社会運動の高揚で復活)(1920創設→1921年解散)⇒日本共産党(1922)</p>

赤旗事件を説明せよ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当時の社会主義運動活動家が集まって山口孤剣の出獄歓迎会を催した後、荒畑寒村らが用意した〈無政府共産〉と書いた赤旗を振りまわしたため、阻止しようとした警察官ともみ合い、大杉栄、堺利彦、山川均、荒畑らが逮捕された事件●以後社会主義運動の弾圧が強まり、西園寺内閣が倒れる契機となる</li> </ul>
大逆事件を批判した人物とその内容を2例示せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●徳富蘆花は「謀叛論」で幸徳らを弁護し、永井荷風は「花火」で文学者として事件を批判</li> </ul>
大逆事件の内容とその意義を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●天皇爆殺計画の発覚を機に多くの社会主義者らが検挙され、幸徳秋水や菅野スガらが処刑●警視庁内には思想警察の特高が置かれ、社会主義運動は冬の時代</li> </ul>
南北朝正間問題について説明せよ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小学校の日本歴史の国定教科書に南北朝並立説を執筆した喜田貞吉が、国民の天皇への忠誠心が損なわれるとして南朝を正統とする立場から激しく攻撃され、議会で問題になり編修官を休職になった●文部省はこの教科書の使用を禁止し、南北朝時代を吉野朝時代と改め、北朝の天皇を教科書から抹消</li> </ul>
第一次護憲運動の直接的な原因を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●内大臣・侍従長のまま、大正天皇に詔勅を出させて首相となった桂太郎が政党・世論の批判を浴びた</li> </ul>
立憲同志会の構成を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●立憲国民党の反犬養派に桂系官僚を加えた</li> </ul>
軍需工業動員法(1918年)を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●戦時体制下において軍需生産を増強するために国家が民間工場を動員し得ることを定めた法律で、軍需品工場の国家管理などを規定●日中戦争が勃発すると本法が適用されたが、1938年国家総動員法の施行により廃止</li> </ul>
2つの暴利取締令を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第一次世界大戦期インフレによる物価騰貴を抑えるため寺内正毅内閣により公布施行され、米穀類などの買占めや売り惜しみに対して戒告、懲役、罰金が定められて米価騰勢を抑えることを企図したが米騒動を未然に防げず●関東大震災時に第二次山本権兵衛内閣によっても暴利取締令が出され、警察部によって株式市場と米穀取引所の状況が調査され不穏な経済活動に気が配られた</li> </ul>
民力涵養運動を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第一次世界大戦後に実施された国民教化運動●原敬内閣により民力涵養計画が発表され、大戦後の社会秩序の動揺に対する国民教化の運動を組織しようとした●各地で講演会や懇談会が開催され、町村では国民意識を自覚し、勤儉貯蓄などの実行が目指された</li> </ul>
普選運動の推移を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●普通選挙期成同盟会に始まり、普通選挙同盟会と改称して衆議院へ請願書を提出したりしたが後に貴族院で否決されて実現せず●米騒動後、吉野作造らの民本主義の影響を受けつつ普通選挙同盟会が活動を再開、組織労働者を中心とする広範な民衆の運動が高揚し、この間に有権者は1900年直接国税10円以上の者に、1919年3円以上の者に拡大された●しかし普選拒否の原敬内閣は議会を解散してこれに対抗●労働組合、社会主義者は普選に反対する党首原敬の立憲政友会の圧</li> </ul>

	<p>勝と 1920 年の東京株式市場の暴落による戦後恐慌とアナルコ・サンディカリズム(議会を通じた改革などの政治運動ではなく、労働組合を原動力とする直接行動で社会革命を果たそうとする社会主義の一派)の影響で運動から後退●既成政党は大衆運動と結合せず、護憲運動(第2次)を展開し、1925 年に加藤高明の護憲三派内閣が治安維持法と一緒に普選法を制定した。25 歳以上の男子に対して財産による選挙権の制限は撤廃されたが、婦人参政権は第2次大戦後まで実現せず</p>
方面委員を簡潔に説明	<p>●米騒動を契機として開始された社会政策の一環として、地域秩序を維持することを目的●方面カードを作成して困窮者の状態を調査し、施設の斡旋や借家争議の調停などに携わり、生活困窮者の保護・救済・指導</p>
大正デモクラシーに対する言論弾圧事件の名称を記し、その内容を説明	<p>●白虹事件●米騒動による深刻な政情不安の中で、政権批判の急先鋒だった大阪朝日新聞の記事の「白虹日を貫けり」という内乱の前兆を指す言葉が、新聞紙法違反に問われ、結局、新聞社が詫言状を公にして権力に屈服する結果となった。</p>
黎明会を説明	<p>●白虹事件を契機に吉野作造らが、大正デモクラシーを普及・推進、民本主義擁護のために組織した民本主義的知識人の啓蒙団体●後の社会主義思想の進出で影響力は弱まり、会員内部の思想不一致も加わって解散</p>
大正期の学生運動勃興の背景を説明	<p>●第一次世界大戦による国内資本主義の成長や、世界的なデモクラシーの風潮およびロシア革命の影響を受けて社会主義・共産主義思想が浸透していた</p>
東大新人会の結成と性格の変化及び学生運動の詳細について説明	<p>●東大新人会は東京帝国大学内の社会主義学生団体で、赤松克麿らが吉野作造らの援助を得て結成●民本主義から急激に社会主義に傾斜し、労働運動に接近して 1929 年の解散まで学生運動の中核となった●早稲田大学を中心とした建設者同盟、友愛会会員や京大の学生による新たな労学会も結成</p>
最初の教員組合の名称を書け。また結成された背景と内容を簡潔に説明	<p>●啓明会●大正期の物価騰貴による小学校教員の生活難と、大正デモクラシーの風潮で教育界に組合結成の気運●教育理想の民衆化や教育の機会均等などの綱領を掲げて教員組合運動の出発点をなした</p>
1920年の総選挙で立憲政友会が圧勝できた理由とその影響	<p>●原敬内閣は1919年に衆議院議員選挙法を改正し、選挙権の納税資格を直接国税3円以上に引き下げ、小選挙区制を採用●立憲政友会は大政党に有利な小選挙区制を生かし、支持基盤である農村部の有権者拡大を背景に、鉄道建設などの地方への利益誘導的な積極政策推進により、赤字にはなったものの選挙には圧勝●普通選挙を否定した立憲政友会が総選挙で圧勝したため、普選運動は一時衰退</p>
原敬が普通選挙の実施を時期尚早だと考えた理由	<p>●ロシア革命の影響や米騒動以後の諸社会運動の高揚を背景に、普通選</p>

	<p>挙の実施により階級制度打破を目指す無産者勢力が議会に進出して着し始めた政党政治の足かせになるのを警戒</p>
原敬の積極政策の内容を4つ説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育施設の拡充、交通機関の整備、産業の振興、国防の充実</li> </ul>
大学令の内容を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●帝国大学以外に単科大学や公立・私立大学の設置を認可</li> </ul>
山本権兵衛内閣(第一次と第二次)のそれぞれの倒閣の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第一次…内閣の海軍拡張計画に反対して、営業税・織物消費税・通行税の撤廃を求める廃税運動が広がり、さらに海軍高官たちの汚職事件(ドイツ・イギリスの武器会社からの多額のリベート)であるジーマス事件が起こった</li> <li>●第二次…摂政宮裕仁親王が難波大助に狙撃された虎の門事件の責任を取った</li> </ul>
1924年の総選挙で立憲政友会が前回の半分以下にまで議席数を減らした理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第二次護憲運動支持の立場をとる高橋是清総裁に反対するグループが床次竹二郎を中心とした政友本党を結成して清浦奎吾内閣支持に回ったため</li> </ul>
1924年の総選挙直後の政局を簡潔に説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●立憲政友会は憲政会・革新倶楽部とともに護憲三派を形成し、総選挙後に憲政会総裁の加藤高明を首班とする連立内閣を成立させた。(戦前において、選挙結果を踏まえて首相が選ばれた唯一の事例)</li> </ul>
第二次護憲運動を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●枢密院議長であった清浦奎吾が貴族院と官僚の勢力を背景に組閣すると、政友会・憲政会・革新倶楽部が、普通断行・貴族院改革(貴族院議員に学識経験者を多く選び、貴族院にも幅広い意見を反映させるべき)・行財政整理を掲げ、護憲三派を結成して護憲運動を展開</li> <li>●その結果、総選挙で護憲三派が圧勝し、衆議院第一党の憲政会総裁である加藤高明の護憲三派連立内閣が成立</li> </ul>
第一次・二次護憲運動の相違点を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第二次護憲運動は、民衆の政治行動に支えられたものではなく、政党が中心となって政権獲得と階級闘争の防止を目指したものであり、普通選挙には政友会が、貴族院改革には憲政会が消極的姿勢を見せるなど、盛り上がりには欠けた</li> </ul>
無産政党の変遷を略述	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共産党を除く各労働者、農民政党の総称</li> <li>●1901年結成された<b>社会民主党</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒10年の大逆事件により一時活動は沈滞</li> <li>⇒25年普通選挙法通過後、再び活発化。同年に<b>農民労働党</b>(即日禁止)、翌26年には<b>労働農民党</b>が結成されたが、まもなく内部対立が表面化し、右派、左派、中間派に分裂</li> <li><b>右派</b>…<b>社会民衆党</b>(<b>日本労働総同盟</b>が支持)(全国大衆党と日本国家社会党へと別々に合流)</li> <li><b>左派</b>…<b>労働農民党</b>(<b>日本労働組合評議会</b>が支持)(→労働者農民党→労働党→全国労働大衆党)</li> <li><b>中間派</b>…<b>日本労働党</b>(<b>日本労働組合同盟</b>や<b>日本労働組合総連合</b>が支持)(→日本大衆党→全国大衆党→全国労働大衆党)</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1回普通選挙では無産諸政党全体で8名の議員が当選。同年に労働農民党は解散、31年の全国労働大衆党を経て32年の社会大衆党（日本無産党が一時的に分離）が結成されるに及び、一応無産政党の統一がなされた</li> <li>●40年には解党して大政翼賛会に合流し、無産政党運動は終焉</li> </ul>
ファシズム期の財界人攻撃の先駆をなした人物と攻撃の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●朝日平吾●国粋主義団体や労働ホテルの設立を画策し、労働ホテルは都市貧窮労働者の救済を標榜し、資金は富豪の寄付で賄うとしたが、計画は相手にされず、「死ノ叫声」という斬奸状を用意して安田財閥の安田善次郎に面会し、これを刺殺すると同時に自殺</li> </ul>
日本共産党を結成した主な人物3人と、彼らの主張	<ul style="list-style-type: none"> <li>●堺利彦、山川均、近藤栄蔵●君主制の廃止・大地主の土地没収とその国有化・8時間労働制の実現などを主張</li> </ul>
治安維持法の内容を説明せよ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国体の変革・私有財産の否認を目的とする結社を禁止</li> </ul>
治安維持法が本格的に発動された事件とその背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男子普通選挙の実施で、非合法の日本共産党が党員を労働農民党候補者として立候補させ、公然と選挙活動を展開したため、三・一五事件で本格的に発動</li> </ul>
最初の治安維持法適用の学生運動弾圧事件の名称を記せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学連事件</li> </ul>
上記以前に起こり、そのような弾圧の契機ともなった学生運動を簡潔に説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央の左翼学生組織による軍事教練反対運動である小樽高商事件を発端として、東大をはじめ数多くの高等教育機関で抗議行動が起こされ、社会的にも反響</li> </ul>
原理日本社による社会的影響を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国粋主義者の衰田胸喜が創立した超国家主義団体●自由主義的教授の思想・学説を論難し、著書の発禁、追放、処罰を要求●滝川事件、天皇機関説排撃の導火線となり、国体明徴運動を展開したほか、河上肇、津田左右吉、河合栄治郎、矢内原忠雄、西田幾多郎など、多くの教授が被害を受けた</li> </ul>
特高の普及の推移を説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1911年に大逆事件が起こったことを受けてまず警視庁に設けられ、1928年に三・一五事件が起こったことを受けて全国の各道府県に設けられた</li> </ul>
治安維持法の改正について1928年・1941年に分けてそれぞれ説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1928年の改正では、運動参加者への威嚇を狙い、国体変革を目的とした結社の組織者・指導者に対して最高刑に死刑が導入され、さらに非合法の共産党への加入者の確定が困難であったことから目的遂行罪を新たに設けて支持者・協力者も取締りの対象とし、治安維持法は適用の対象を一挙に拡大した●1941年の改正では予防拘禁制も導入され、治安維持法違反者のうち、当局が「非転向」または「転向不十分」とみなした者を刑期満了後も拘禁するようになり、また国体変革結社に対する刑も引き上げられた。</li> </ul>
治安維持法の1928年の改正の問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●改正は緊急勅令を用いて行われたが、その発令権は議会の協賛なしに行使できる天皇大権のひとつであり、議会軽視と批判された</li> </ul>
普通選挙法の負の側面	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有権者が拡大したことによって、政党は必然的に多額の選挙資金を必要と</li> </ul>

	<p>するようになり、財界との結びつきをますます深くし、財閥から多額の政治資金の供給を仰ぎ、また、様々な利権をめぐってしばしば汚職問題を引き起こした●金権政治に毒されているというマイナスイメージも強くなり、国民の不信をかった●軍部・官僚・国家主義団体など反政党勢力による政党政治の腐敗に対する非難も盛んになった。</p>
<p>選挙粛清運動の背景ともなった普通選挙の実態</p>	<p>●政党政治下の選挙の実態は、買収などの不正行為の横行や選挙干渉、選挙の腐敗など政党による利益誘導型の政治手法が蔓延しており、政党政治への不信を増大させるものであった</p>
<p>浜口内閣がロンドン海軍軍縮条約を強行に締結した理由</p>	<p>●会議が決裂すれば、東アジアの国際秩序の根幹たるワシントン体制に対する日本の挑戦と受け取られ、対英米関係の悪化を引き起こすことが予想された●当時、日露戦争で得た外債の借り換えの時期に当たっており、その借り換えの条件として英米の銀行団が軍縮条約の締結を望んでいた●ロンドン海軍軍縮条約に締結することは当時の緊縮財政方針および不拡大方針に合致していた</p>
<p>統帥権干犯問題を説明せよ</p>	<p>●浜口雄幸立憲民政党内閣が、編制権に属する兵力量の決定は統帥権とは別であり内閣の輔弼事項であると解釈したのに対し、海軍軍令部や野党の立憲政友会は編制権にも統帥権が及び、軍令機関の輔弼が必要であると主張して対立●枢密院も承認を渋ったが、内閣は元老西園寺公望や宮中勢力および昭和天皇の支持を背景としてロンドン海軍軍縮条約の批准を実現した●浜口首相が右翼の青年である佐郷屋留雄に狙撃される事件につながった。</p>
<p>ロンドン海軍軍縮条約締結の弊害を説明</p>	<p>●政党自らの腐敗や激しい党利党略を生んで国民の政治不信が高まっていたことを背景として、政党内閣が「君主の意思を独占」という現象への反動が起こり、条約反対派の運動が政党内閣制排撃・天皇側近攻撃という立憲君主制の変化を巡る政治的イデオロギーの対抗へと転化●満蒙の危機の深刻化に対する陸軍の危機感と共鳴し、陸軍では桜会の結成、海軍では五・一五事件の中心となるグループの結集、右翼の急進化など国家改造を目指す強大な共同戦線を生み出すことになった●内閣は新聞や世論にも依存したが、満州事変勃発後の世論は豹変●軍縮体制下での日米両海軍力の均衡という情勢を反対勢力に利用され、満州での早期の軍事行動を発動する根拠を与えた。</p>
<p>1920年代以降の海軍部内での内部対立と伝統の変容</p>	<p>●伝統的に海軍部内の結束と融和は、海軍大臣の統率力によって保たれ、海軍省の枢要ポストを占めてきた軍政派が海軍の主流派を形成していた●しかし、1922年のワシントン海軍軍縮条約の締結をめぐって、海軍部内に亀裂が生じ、さらに30年のロンドン海軍軍縮条約締結をめぐり、軍令部は、条約締結は統帥権干犯だとして条約締結をやむな</p>

	<p>しとする海軍全権の財部彪海軍大臣に強く反対した(統帥権干犯問題)●以後、海軍部内では、条約派(軍政派)と艦隊派(統帥派)と称される2派の対立が激化し、軍縮条約に敵意をもつ軍令部と中堅将校らのつきあげにより、海軍省首脳の統制力は減退●海軍軍令部は軍令部に、海軍軍令部長は軍令部総長と改称され、兵力量の起案権を軍令部総長が握り、平時の海軍大臣の兵力指揮権が削除されるなど、それまでの海軍の伝統を破って、軍政に対する軍令の優位が確立</p> <p>※条約派(財部彪)VS 艦隊派(加藤寛治)</p>
<p>第2次若槻内閣総辞職に直結する出来事 2 つ</p>	<p>●橋本欣五郎を中心とする陸軍の秘密結社である桜会は満州事変に呼応して十月事件と呼ばれるクーデター計画で内閣を追い込んだ●内務大臣の安達謙蔵が軍部独走を抑えるために協力内閣運動と称して軍部や野党の立憲政友会との連携を図り、これが受け入れられないとみるや辞職した。そのため、閣内不一致の事態が生み出され、第2次若槻内閣は総辞職を強いられた。</p>
<p>満州事変の際、新聞紙などのメディアが戦争に協力した理由</p>	<p>●軍部が新聞の不買運動を広めようとし、また検閲も厳しさを増した●政府の不拡大方針・協調外交路線は世論の支持を失っていたため、新聞社は戦争に協力的な内容に変更せざるを得なかった</p>
<p>満州事変以降、政党が力を失っていった理由を説明</p>	<p>●議院内閣制が規定されていない明治憲法下の政党は首相推挙権を握った元老に迎合せざるを得ず、さらに天皇に直属する枢密院や陸海軍の協力がなければ政党内閣は存続しなかった●世界恐慌から波及した昭和恐慌、および欠食児童・娘の身売りも増加して惨状を呈した農業恐慌以降、政党内閣は効果的な政策をとれずに、物価の暴落、国際収支の悪化、鉱工業生産の減少によって中小企業の倒産が続出し、大量の失業者が生み出され、国民生活は破綻に瀕し、農産物価格の異常な暴落による農民の窮乏は農村を悲惨な状況に追いやった●金輸出再禁止を見越した円売り・ドル買い事件が起こったことで財閥と癒着した政党への不信感が国民の間に広がると共に、経済への国家の積極的な介入が期待されて官僚の役割が高まり、さらに満州事変を契機として軍部が台頭すると、政党は次第にその力を失い、国民は軍部や官僚へ迎合するようになった●五・一五事件によって犬養毅首相が殺害され、政党政治は終焉し、穏健派軍人を推挙することで軍の急進を抑制しようとした西園寺公望の意図で齋藤実が推挙され、海軍軍人である齋藤実を首相とする「挙国一致」内閣が成立</p>

<p>小日本主義の代表的論者を記せ。また、その内容を簡潔に説明</p>	<p>●三浦鍊太郎、石橋湛山●当時の国策の主流であった大日本主義の経済的無価値を説く●三・一独立運動などを背景として民族自決主義の性格を帯びながら、植民地を放棄して貿易関係・自由主義・個人主義に重点を置くことを主張</p>
<p>皇道派と統制派のそれぞれの主張を説明</p>	<p>●皇道派…直接行動によって政党や元老・重臣などを排除して、天皇親政に基づく軍部政権を樹立することで“昭和維新”を断行しようとする主張●統制派…官僚・財界などとも提携して、政治・経済・文化・教育など広範な分野での新体制運動を通して実現する高度国防国家(実際は統制経済の強化・精神総動員の強化・軍備拡張を促すスローガンとして流布した)の建設を目指していた</p>
<p>皇道派と統制派の対立を激化させ、二・二六事件の遠因となった事件名を記せ。</p>	<p>●相沢事件</p>
<p>二・二六事件後の統制派の行動を説明</p>	<p>●統制派は肅軍を掲げ、事件の原因が政治にもあるとして、その改革を要求●具体的には、事件後の広田内閣の組閣の際に、吉田茂など一部の閣僚候補を親英米派、自由主義的であるとして排除し、予備役に追い込んだ皇道派将官の復権を防ぐためと称して軍部大臣現役武官制を復活させるなど、皇道派を一掃し、政治関与を強めた</p> <p>※激起部隊→反乱軍</p> <p>●皇道派…真崎甚三郎・荒木貞夫・相沢三郎 統制派…永田鉄山・東条英機</p>
<p>「日本改造法案大綱」の作者を記し、その内容と意義について説明</p>	<p>●北一輝●日本の国際的孤立、国内の階級対立激化を打開するための国家改造として3年間の憲法停止、戒厳令施行、私有財産の制限、華族制・貴族院の廃止などを構想●青年将校に読まれ、のちの日本ファシズム運動の経典となり、また二・二六事件はこの著作内容の実現を目指して起こされた。</p>
<p>肅軍演説と反軍演説を行った人物とその内容を説明</p>	<p>●齋藤隆夫●肅軍演説は二・二六事件後の第69議会で軍部の政治関与を激しく批判したもの●反軍演説は米内光政内閣時の第75議会で政府の日中戦争処理方針を強く批判したもの</p> <p>●後者は軍部の反発を招いた</p>
<p>人民戦線事件を説明</p>	<p>●ファシズムを阻止するために自由主義から無政府主義まで幅広く結集した人民戦線を企図したとして、治安維持法違反容疑で加藤十、山川均、鈴木茂三郎ら社会主義者およそ400名が検挙された事件●翌年には、大内兵衛、有沢広巳ら労働派の教</p>

	授グループも検挙
大学の学問自治が侵害された事件名をあげろ	●滝川事件
教授名およびその著作を挙げながら上記の内容を説明	●京都帝国大学教授で、自由主義的刑法学説を唱えて「刑法読本」「刑法講義」などを著した刑法学者の滝川幸辰が、齋藤実内閣の鳩山一郎文相の圧力によって休職処分を受けたのに対し、法学部教授会が抵抗したものの敗北
三月事件と十月事件を説明せよ	●三月事件では、政党内閣を倒し、宇垣一成の軍部内閣を構想 ●十月事件では、桜会を中心に大川周明らが加わり、満州事変に呼応する形で若槻首相・幣原外相らを殺害し、陸軍中将荒木貞夫を首相、橋本欣五郎を内相、大川周明を蔵相にした軍部政権を構想●どちらの構想も未然に終わった
血盟団事件が勃発した社会背景とその内容	●世界恐慌から連鎖した昭和恐慌・農業恐慌に起因する農村の荒廃、失業の増大と労働争議の激化、政党の腐敗などを背景●国家革新主義者である日蓮宗の僧の井上日召を中心に組織された右翼民間グループである血盟団は「昭和維新」のための一人一殺主義を唱え、井上準之助前蔵相、三井合名会社理事長の団琢磨を暗殺。さらに犬養毅首相など十数人を暗殺する計画をもっていた
神兵隊事件を簡潔に説明	●齋藤実内閣に不満の愛国勤労党の天野辰夫ら右翼が企図したクーデタ計画●大日本神兵隊を組織し、首相以下政・財界首脳を暗殺し、天皇親政の改造内閣樹立を目ざすというものであったが決行前日に発覚
財閥転向を説明	●イギリスの金本位制離脱後のドルの思惑買いは財閥への民衆的反感を募らせ、右翼テロが財閥支配を動揺させた●団琢磨とともに血盟団の暗殺リストに載った池田成彬は財閥危機を乗り切るための改革を断行●各方面への寄付を行う三井報恩会を設立し、三井一族の引退さらに持株の公開も行うなど反感をそらすと同時に閉鎖的財閥の近代化を推進して資金動員の基盤を強化することで化学工業、軍需工業における日産、日窒など新興財閥に対する立ち後れを取り返そうとした
国体明徴声明の意義	●君主権を制限する解釈であり政党政治の理論的支柱となっていた天皇機関説を否認したことで天皇の統治権が神権的・無制限なものと公認され、統帥権の独立を振りかざす軍部が台頭する契機となる●天皇統治の永遠性・他国への優越性を背景とした国家主義をも台頭させ、ファシズム的風潮が支配的になる嚆矢となる
昭和期の転向者の代表者2人とその主張を説明	●佐野学、鍋山貞親●天皇制打破・帝国主義戦争反対という日本共産党の方針と、モスクワに本部を置くコミンテルンの指導のありかたを一国社会主義の立場から批判して、天皇の下に一国社会主義革命を行い、

	満州事変を国民解放戦争に導く必要性を説いた
明治時代の転向と考えられる者2人を挙げてその説明	●徳富蘇峰…当初は平民主義を主張していたが、日清戦争・三国干渉後には国家主義に転じた●加藤弘之…初め明六社の一員として「真政大意」などで天賦人權・自由平等を説き、立憲政治の啓蒙に努めたが、のち「人權新説」などで天賦人權否定論・キリスト教排撃論を展開して国権主義的な社会進化論に主張を変えた
満蒙開拓青少年義勇軍が発足した背景	●日中戦争による国内労働力需要の高まりで満州移民が送り出せなくなったため、若年層を送り出した ※内原訓練所で基礎訓練
広義国防国家とは	●総力戦を準備するためには軍備増強だけでなく、国民生活の向上や資本主義の修正も必要だという陸軍統制派の主張
広田内閣の政策と、退陣に追い込まれた理由	●軍の要求で軍部大臣現役武官制を復活●「国策の基準」を決定し、大陸における日本の地位を確保する一方で、南方へ漸進的に進出する方針を決定●外交ではドイツと提携を強めてソ連に対抗し、国内では大規模な軍備拡張計画を推進●軍備拡張による軍事インフレや、高橋是清前蔵相の公債漸減政策の放棄を表明して公債増発・低金利政策をとった馬場鑓一の財政による公債の増発による国際収支の悪化などから政党勢力が広田内閣に不満を抱き、高度国防国家を目指す軍部は国内改革が不徹底だとして、結局は両者の挟撃にあつて退陣
広田三原則とは	●①排日言動の徹底的取締り②満州国独立の黙認および満州国と華北との経済的文化的な融通提携③外モンゴルなどからくる赤化勢力の脅威に対する共同防共●華北分離工作を進めていたことで、交渉は行き詰まった
昭和研究会を簡潔に説明	●近衛文麿のブレン・トラストとして成立し新体制運動に知的影響を与えた研究団体●後藤隆之助によって設立●アジア民族の運命共同性、東アジアのブロック経済化、東洋文化の保守など、いわゆる「東亜協同体」論を主張
第一次近衛文麿内閣がとった政策を説明	●盧溝橋事件に際し、近衛内閣は陸軍内部の消極派をおさえて戦線の拡大を図った●中国側は第二次国共合作により抗日民族統一戦線を形成し、徹底抗戦して、そして宣戦布告のないままに日中戦争を拡大した。戦争が長期化する中、中国の首都南京を占領すると、 <b>近衛声明</b> を発して国民政府との和平交渉を打ち切り、中国に親日政権を樹立する方針をとって東亜新秩序建設をめざした●国内では総力戦体制の構築を図り、 <b>国民精神総動員運動</b> を通じて国民の戦争協力を促し、後には郵便貯金や国債購入を促したり金属回収を行ったりもした。企画院を発足させ、 <b>国家総動員法</b> を制定して政府が議会を

	<p>経ずに物資や労働力を動員する権限を握った。そして国策協力機関として産業報国会の結成を進めた</p>
「基本国策要綱」の内容を簡潔に説明	<p>●第2次近衛内閣によって決定された国家の政策の基本方針●従来の東亜新秩序よりもさらに規模を拡大した大東亜新秩序の建設を日本の国是とし、そのための国民新組織、議会翼賛体制、計画経済と統制経済の強化などを掲げた</p>
作戦要務令(1938年)について簡潔に説明	<p>●日本陸軍によって制定された部隊の教育で、必勝の信念や攻撃精神などの用兵思想が強調された</p>
企画院事件について簡潔に説明	<p>●企画院内の革新官僚グループが治安維持法違反の容疑で検挙された事件●企画院の立案した要綱が思想的に共産主義的色彩の濃いものであるという疑いをかけられた</p>
総力戦体制期の物資動員計画実施の基盤となった経緯	<p>●ソ連型「五カ年計画」、ナチス・ドイツ、ファシスト・イタリアの計画経済に対する過大評価、第一次世界大戦の総力戦の経験、満州における経験</p>
大東亜省を説明せよ	<p>●太平洋戦争による占領地域の拡大に伴い、「大東亜諸地域」の総力を戦争に動員することを目的●拓務省の対満事務局、興亜院などを廃止、統合して創設され、満州・中国、東南アジア占領地における一元的行政を目指す</p>
大日本国防婦人会の役割と帰結を説明	<p>●満州事変や上海事変の勃発後、傷病軍人の援護、軍人の慰問、国防思想の普及など軍に協力するために、陸海軍の後援で設立された愛国婦人団体●総力戦体制の強力な一環として戦後活動に参加●愛国婦人会、大日本連合婦人会と合同し、大日本婦人会を結成</p>
大日本翼賛壮年団の役割と帰結を説明	<p>●大政翼賛運動の有力な実践部隊となり、闇取引の絶滅、食料増産、供米運動などを推進、新体制運動にも積極的に協力●東条内閣が統制を加えると衰退し、その後国民義勇隊に吸収</p>
大政翼賛会の下部組織を挙げよ	<p>●大日本翼賛壮年団、大日本産業報国会、農業報告連盟、商業報告会、大日本婦人会、日本海運報告団、大日本青少年団、都市部の町内会・隣組、農村部の部落会・隣組</p>
大政翼賛会の機能および、その従来の思惑との相違について説明	<p>●結成にさきだつて全政党が解散し、全政治勢力を包含して結成されたため、議会の空洞化を促進させ、大日本産業報国会など各分野の諸団体を傘下におさめ、町内会・部落会・隣組を下部組織としたため、行政を補助する上意下達機関となった●一国一党を目指す陸軍、新体制へのなだれ込みを狙う既成政党、精神総動員化を主張する観念右翼など各勢力の思惑が交錯するなど、保守的な旧政治勢力と、互いに矛盾する目標をもった様々な革新勢力との寄せ集めとしかならず、</p>

	<p>近衛首相の思惑であった一元的な戦争指導体制の確立と、軍部を抑制できる政治力の結集を目的とした政治結社とはならず、公事結社となった●右翼からは「近衛幕府」と批判された。</p>
隣組の機能を説明せよ	<p>●政府の宣伝、伝達を末端において受けとめる組織として防空、防火、防諜、防犯、国民貯蓄、物資配給を円滑に行うことが目指された●情報や指示を伝える回覧板が使用</p>
商業報告会の目的を簡潔に説明	<p>●闇取引の根絶、奢侈品取引の廃止など</p>
賃金統制令の目的を説明	<p>●軍需インフレのもとで、物価統制と関連して、熟練工争奪に伴う賃金高騰の抑制と労務需給の調節を行うため</p>
国家総動員法の特徴とその弊害	<p>●政府に対して議会の承認なく勅令により経済や国民生活を統制運用する権限を認めたもの●議会の立法協賛権を形骸化させる授權立法であり、議会の空洞化を促した</p>
国家総動員法に基づいてうまれた勅令とその影響	<p>●この法律に基づき勅令によって国民徴用令、価格等統制令、新聞紙掲載制限令などが生まれ、国民生活のすみずみにまで国家統制が及ぶことになり、職業選択の自由も奪われ、生活必需品の消費も制限</p>
国民職業能力申告令の目的と内容を説明	<p>●戦局の拡大に伴う労働力不足を補うため●労働力の適正配置の前提として、戦時労働員に緊要と認められる国民の職業能力を把握し、その者が職業紹介所に登録●次第に未経験の可動労働者までもが含まれるように</p> <p>※職業能力申告手帳・国民労務手帳</p>
電力の国家管理について説明せよ	<p>●戦時経済に対応したより一層の生産力拡充のため、発電力の急増と低電力料金政策が要請されて電力管理法が公布●電力会社の発電・送電設備の現物出資による日本発送電が発足し、電力国家管理へと移行●配電も配電統制令に基づき全国に9社の配電会社が設立</p>
大本営を説明せよ	<p>●大本営は戦時・事変に際して設置され、参謀本部と軍令部を統括する最高戦争指導機関</p> <p>※大本営政府連絡会議…1937年の大本営の設置に伴い、統帥権が独立していたために、国務と統帥を調整する必要から政府と統帥部との申合せによって設置された。近衛文麿首相は首相が大本営の一員となることを求めたが軍部の反対で実現せず</p>
大本営が首相の出席を拒否した理由	<p>●天皇大権のうち、各国务大臣の干渉を許さない統帥権を事実上輔弼する機関であったため、大本営は文人ないし近衛首相の出席を拒否し、天皇のみが陸軍と海軍の対立を統制する機能を持った</p>
日中戦争中に、近衛内閣が憲法改正をしようとした理由	<p>●内閣総理大臣を中心とする一元的な戦争指導体制を確立することが目的●天皇大権を各国务大臣が単独で輔弼するのではなく、首相に各国务大臣を指揮する権限を与えた上で、統帥権も参謀本部や軍令部が</p>

	事実上輔弼するのではなく、内閣の統制下に置く必要があった
近衛上奏文の内容を簡潔に説明	●近衛文麿が天皇へ意見上奏をしたもので、敗戦の必至、日本の生産化の危機を訴え、戦争終結を主張
翼賛選挙について簡潔に説明	●政府の援助を受けた推薦候補者が多数当選して衆議院の大半を占め、さらに事実上の一国一党的な唯一の政治結社として翼賛政治体制評議会の後身となる翼賛政治会が結成●議会は政府の提案を承認するだけの翼賛機関となり議会の空洞化が進んだ ※政府が候補者を推薦することは違法な選挙干渉につながるため、代わりに翼賛政治体制協議会を結成して候補者の推薦にあたらせていた
軍需省の新設のために軍需生産の査察を行った人物名を記せ	●藤原銀次郎
軍需省新設の目的とその結果について説明	●戦局の悪化に伴う原材料不足や、増産をめぐる陸海軍の対立などを調整し、軍需品、特に決戦兵力とされた航空機の大増産を図るため、原材料、資金、労働力、動力などの重点的投入と生産の一元化が目的●従来の商工省、企画院を廃止し、陸海軍の民間航空工業監督部門を統合して新設●本土空襲の開始や外地からの資源輸送の途絶、陸海軍の対立などによって、期待された成果をあげることはできず
軍需会社法の内容を説明せよ	●太平洋戦争下、軍需省の設置に伴い、軍需生産の責任制を明確にするため公布された法律●軍需会社の政府による指定、命令権、損失補償、利益保証などを規定
企業整備令の目的を説明せよ	●中小企業の整理統合と下請企業化を法的拘束力の下で推し進めるため
「南方占領地行政実施要領」の内容を説明せよ	●占領地に軍政を実施し、軍政実施の目的は重要国防資源の獲得、治安維持および作戦軍の自活確保とした
大東亜共栄圏構造の前提となっていた明治以降からの思想を記して説明	●大アジア主義●欧米列強のアジア侵略に抵抗するため、アジア諸民族は日本を盟主として団結すべきであるという考え方
上記の思想が果たした役割を説明	●大アジア主義は政府の大陸侵略政策を隠蔽する役割をもつようになり、多くの右翼団体の主要なスローガンとされ、これに基づいて満蒙獲得を企図する政府、軍部の政策が推進
八紘一宇とは何か	●天皇が全世界を一つの家にするをいい、日本の海外侵略を正当化する言葉
国民勤労動員令とは何か	●太平洋戦争末期、労働力根こそぎ動員と空襲時の要員確保のための勅令●国民徴用令・労務調整令・女子挺身勤労令など五勅令を廃止・統合し内容を強化
国民義勇隊を説明せよ	●小磯内閣の際に、本土決戦に備えるため、国民総武装・一億玉砕のスローガンの下、防空、警防などの準軍事的活動を目的として編成が決定 ●大政翼賛会、大日本婦人会などを解散のうえ統合し、さらにその組織的

	強化のため同月公布の義勇兵役法により、国民義勇戦闘隊が編成されたが、間もなく終戦で解散
大本営政府連絡会議を廃止して設置された戦争指導機関の名称を記せ	●最高戦争指導会議